

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年10月24日（令和6年（行情）諮詢第1160号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第801号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月7日付け防官文第3709号及び令和元年8月1日付け同第5170号により防衛大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）オと同旨。

第3 謝問序の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『艦船と安全』2018年11～12月号。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる2文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月7日付け防官文第3709号により、本

件対象文書のうち、文書1の表紙及び2枚目ないし5枚目並びに文書2の表紙及び2枚目ないし5枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和元年8月1日付け同第5170号により、文書1（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）及び文書2（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年6か月及び約5年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）ないし（3）（略）

（4）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（5）（略）

（6）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月21日 審議
- ④ 令和8年1月13日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分について

下記の（2）ないし（5）に掲げる部分以外の不開示部分には、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮詢庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 隊員家族の情報について

別表の番号1の5枚目、番号2の5枚目、番号3の43ページ及び番号5の58ページのそれぞれの不開示部分には、隊員家族の氏名及び家族の情報が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、家族の情報は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を

特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 記事を寄稿した自衛隊員の情報について

別表の番号3の11ページ、13ページないし15ページ、17ページ、18ページ、20ページ、34ページ、36ページないし38ページ、48ページ、54ページ及び56ページないし58ページ並びに番号5の13ページ、15ページ、17ページ、19ページ、21ページ、28ページ、36ページ、38ページ、52ページ、54ページ及び56ページのそれぞれの不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 特定のコーナーに寄稿した自衛隊員の情報について

別表の番号3の60ページないし64ページ及び番号5の59ページないし62ページのそれぞれの不開示部分には、特定コーナーに小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに寄稿した小文の内容等に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないもので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の行動及び運用に関する情報について

別表の番号4の25ページの不開示部分には、自衛隊の行動及び運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分を公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮詢までに約5年6か月及び約5年1か月が経過しており、諮詢の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮詢においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

文書1 艦船と安全 2018年11月号

文書2 艦船と安全 2018年12月号

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1 (表紙及び2枚目ないし5枚目)	3枚目の写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるものを除く。) 及び5枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書2 (表紙及び2枚目ないし5枚目)	2枚目及び3枚目のそれぞれ写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるものを除く。) 並びに5枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書1 (表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。)	8ページ、11ページ、13ページないし15ページ、17ページ、18ページ、20ページ、21ページ、34ページ、36ページないし40ページ、43ページ、46ページないし51ページ、53ページ、54ページ、56ページないし58ページ及び60ページないし64ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4	文書1 (表紙及び2枚目ないし5枚目を除	25ページの一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に

	く。)		支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書2 (表紙及び2枚目 ないし5枚目を除 く。)	5ページ、6ページ、8 ページ、10ページ、1 3ページ、15ページ、 17ページ、19ページ ないし22ページ、24 ページ、28ページ、3 0ページ、36ページ、 38ページないし40ペ ージ、52ページ、54 ページ、56ページ及び 58ページないし62ペ ージのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。